

令和6年度 さくら市氏家小学校学童保育会の入所案内について

学童クラブは、保護者の就労等の理由で、放課後留守家庭となる小学1～6年生までの児童に支援員等の支援のもと、「遊び」と「生活」の場を提供して児童の健全な育成を図る施設です。

(1) 対象児童

- ①令和6年度において氏家小学校1年生から6年生までの児童
- ②保護者等(両親及び同居している家族)全員の就労時間が15時以降になる家庭の児童
- ③保護者等の就労形態が家庭外労働等であり、児童の帰宅時に留守状態になる家庭の児童
以上①～③のいずれの条件も満たす児童が対象となります。

(2) 申込受付期間

令和5年10月2日(月)～10月31日(火)(R6.4月からの利用希望児童)

※年度途中からの入所(登録)は随時受付しております。

詳細はお問合せください。(氏家児童センター [028-612-6145](tel:028-612-6145))

(3) 保育実施日

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間(日曜日・祝日・年末年始除く)

の平日、土曜日、夏休み等の長期休業期間中も実施します。

(4) 利用方法

氏家小学校学童保育会(以下学童クラブと表記)では、登録手続きをして利用する「通常利用」のほかに、保護者の就労等の都合でその都度申請し利用する「一時利用」(利用可能日数は1カ月につき5日以内です。)があります。

※通常利用の申請に必要な書類

- ①学童保育利用申請書
- ②児童在籍簿
- ③就労証明書(両親、同居している家族等全員)または自営等申告書
※勤務先が変更になった場合は速やかに職員までお申し出ください。
新しい勤務先の就労証明書の提出も必要となります。
- ④預金口座振替依頼書(足利銀行のみ)
※用紙は氏家児童センターでの配布となります
- ⑤保育料減免申請書
※さくら市より発行された「ひとり親家庭医療費受給資格者証」の写しの提出が必要となります。
- ⑥学童保育自主申告書
- ⑦アレルギーについて

◎一時利用の申請に必要な書類

一時保育申請書

利用日の前日までに申請書に必要な事項を記入の上、利用料を添えて氏家児童センター1階事務室にてお申し込みください。

なお、利用がなかった場合でも返金はありませんのでご了承ください。

(受付時間 9時00分～18時00分)

(5) 開所日・開所時間

平日（月曜日～金曜日）	下校時～18時00分
土曜日	8時00分～18時00分
学校休業日（長期休暇、振替休日等）	8時00分～18時00分

(6) 延長について

延長保育（早朝）	・午前7時30分～午前8時まで
延長保育（無料）	・午後6時～午後6時30分まで
延長保育 （有料）	・午後6時30分～午後7時まで（300円）
	・午後7時～午後7時30分まで（300円）

※申請書により早朝利用7時30分から、また18時30分までの延長保育が可能です。

なお、平日の18時30分以降の再延長については有料になります。

（30分ごと300円 最長19時30分）

(7) 保育料について

保育料は、月額一人7,000円です。

(8) 土曜日を月極で利用する場合は、(7)のほかに月額2,000円かります。

(9) 在籍者が土曜日を一時利用する場合、利用料は700円となります。利用日の前日までに所定の申請書に必要事項を記入の上、利用料を添えて氏家児童センター1階事務室にてお申し込みください。なお、一時利用につきましては利用がなかった場合でも返金はできませんのでご了承ください。

(10) その他

- ・夏休み利用には、別途夏季加算分をお支払いいただきます。
- ・児童の送迎は、保護者が必ず行ってください。
- ・利用児童を対象とした保険に加入いたします。
- ・土曜日と長期休み等、学校休業日の利用は、弁当持参となります。

★その他ご不明な点がございましたら、下記へお問い合わせください。

《申込み・問合わせ先》

- ・氏家小学校学童保育会

氏家児童センター:さくら市馬場96-1

☎:028-612-6145

受付時間:午前9時00分～午後6時00分

※第3日曜日はお休みです。